

日本 NP 学会北海道地方会会則

2024 年 3 月 31 日

第 1 条 名称

本会は、日本 NP 学会北海道地方会（以下、「本地方会」とする）と称する。

第 2 条 目的および活動

- 一、 本地方会は、地方会活動に関する必要な事項を定め、診療看護師(NP)の諸問題を検討し、さらに会員相互の親睦を図り、研究活動の場を設けることで診療看護師(NP)の質の向上を図ることを目的とする。
- 二、 本地方会は、目的を達成するために、次の事業を行う。
 - 1) 学術交流を目的とする本地方会学術集会の開催
 - 2) 本地方会総会
 - 3) 本地方会役員会
 - 4) 関係団体との連絡と協力
 - 5) その他、本地方会の目的を達成するために必要な事業

第 3 条 会員

本地方会の会員は北海道地区の日本 NP 学会会員をもって組織する。

第 4 条 役員

- 一、 本地方会には次の役員を置く
 - 地方会会長 1 名
 - 地方会副会長 2 名
 - 地方会会計 1 名
 - 地方会役員 3 名（会長・副会長・会計を除く）
 - 地方会監事 2 名（以下、役員名の前の地方会は省略する）
- 二、 役員の選出および任期
 - 1) 会長は日本 NP 学会の地方会区の理事選挙にて選出され、日本 NP 学会総会にて日本 NP 学会理事・会長として承認される。
 - 2) 役員、監事は本地方会会員の中から自薦・他薦によって候補者となり、本地方会総会で承認・不承認の投票を行い決定される。任期は 3 年とし、再任は妨げない。
 - 3) 役員・監事の任期は 3 年とし、再任は妨げない。
 - 4) 副会長は役員の中から自薦・他薦によって選出され、本地方会総会で承認される。任期は 3 年とし、再任は妨げない。
 - 5) 会計は本地方会会員の中から、会長が委嘱する。任期は 3 年とし、再任は妨げない。

- 6) 役員を途中退任する場合は、本地方会役員会の承諾を得なければならない。
- 7) 途中退任した役員は後任者を指名し、本地方会役員会の承認を得る。
- 8) 後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条 役員会

- 一、 本地方会役員会は、会長が召集して開催する。
- 二、 本地方会役員会の議長は会長が行う。
- 三、 本地方会役員会の議決権は役員（会長、副会長を含む）が有する。
- 四、 本地方会役員会は役員の過半数で成立し、議事は出席者の過半数をもって決し、賛否同数の場合は議長が決する。
- 五、 会長は本地方会を代表して会務を統括し、日本 NP 学会の理事として理事会に出席し、日本 NP 学会と本地方会の調整を行う。
- 六、 副会長は、会長を補佐し、会長が業務遂行困難であるとき、これを代行する。
- 七、 役員は本地方会役員会を組織し、会務を執行する。
- 八、 会計は本地方会の会計管理を行う。
- 九、 監事は、本地方会の会務を監査すると共に会計年度終了後に会計監査を行う。
- 十、 会長は、日本 NP 学会において本地方会の年間活動の報告を行う。

第6条 総会

- 一、 本地方会総会は、毎年1回以上、会長が召集して開催し、会務および会計を報告し、諸事項を決議する。
- 二、 本地方会総会の議長は会長が行う。
- 三、 本地方会総会は会員の過半数で成立し、議事は出席者の過半数をもって決し、賛否同数の場合は議長が決する。

第7条 地方会学術集会等

- 一、 本地方会学術集会ごとに大会長を置く。
- 二、 大会長は、本地方会役員会で会員の中から選出し本地方会総会の承認を得る。
- 三、 大会長は、地方会役員会に出席することができる。
- 四、 本地方会学術集会等の運営に企業から協賛を受けることができる。

第8条 会計

- 一、 本地方会の運営は、日本 NP 学会の会費で賄うため、本地方会の会費は徴収しない。
- 二、 非会員の学術集会の参加費は別途徴収することができる。

第9条 事務局並びに所在地

- 一、 本地方会事務局は地方会会長の所属に置く。
- 二、 本地方会事務局には、事務局長の他に業務に応じて事務員を設置できる。
- 三、 本会の事務所所在地は、地方会会長の勤め先に置く。

第10条 改廃

本地方会会則の変更または廃止は役員会の議決を経て総会にて決議する。

附則

- 一、 2024 年地方会総会終結時までは、現行の各地方会役員が継続して行う。
- 二、 本地方会会則は 3 年毎に見直すこととする。
- 三、 本地方会会則は、2024 年 3 月 31 日に規定し、2024 年 4 月 1 日より施行する。
- 四、 北海道地方会の設立時（2024 年度）役員を以下とする。

会長	樋口 秋緒
役員	今井 崇
	印銀 里絵子
	榊田 佳枝
	久保 マキ
	野島 弘基
	下道 寿恵
監事	花山 美帆